

届出の仕組みと方法

(1) 届出の仕組み

牛の管理者、農協、
家畜市場、と畜場、
輸入者など



出生、輸入、異動（転出・転入）、
死亡、とさつ

届出

耳標再発行

請求

牛个体識別台帳（全国データベース）

- エラーチェック後、届出当日に登録
（FAXによる届出は、届出から登録まで
1週間程度）

- 登録後は、インターネットで検索可能

- 受付後、耳標業者から所属団体を通じて配付
- 再発行請求受付から所属団体到着まで**2週間程度必要**

登録されたことを通知（音声、電子メール等）
※ FAXによる届出は、出生のみ个体識別
番号決定通知書をFAXで送信

届出した内容が正しく登録されたことを必ず確認してください。
完了メール（※5）では、届出翌日、**登録又はエラーの内容**をお知らせしています。

(2) 届出方法

届出手段	対象者	主な仕組み	届出・申請の内容							
			当日登録	出生	輸入	転入・転出	死亡	とさつ	耳標再発行	修正
①届出Webシステム ※1,3,4,5	農家、農協、家畜市場、 と畜場、輸入者等	Webサイトから複数頭を （最大500頭）一括で 届出	○※1	○	○	○	○	○	○	○
②電話音声応答 （CTI） ※1	農家	プッシュフォンで 届出	○※1	○	×	○	○	×	○	×
③LO ※1,3,5	農協、家畜市場、 大規模農家、輸入者等	専用ソフトとインターネット （電子メール）により複 数頭を一括で届出	○※1	○	○	○	○	○	○	×
④イントラ報告 （ID連携） ※1,3	と畜場、家畜市場、 大規模農家等	専用ソフトとインターネット （VPN回線）により複 数頭を一括で届出	○※1	○	×	○	○	○	○	×
⑤FAX ※2	農家、農協等	報告カードをFAXで 送信して届出	×	○	○	○	○	○	×	×

※1 届出時刻によっては、登録が翌日になる場合があります。

※2 FAXによる届出は、オペレーターが入力しているため、受付から登録まで1週間程度かかります。
FAX以外の届出手段のご利用をお勧めします。

※3 届出Webシステム、LO、イントラ報告（ID連携）は、利用者（対象者）により、利用できる機能が異なります。

※4 届出Webシステムは、パソコン、タブレット、スマートフォンからの届出に対応しています。

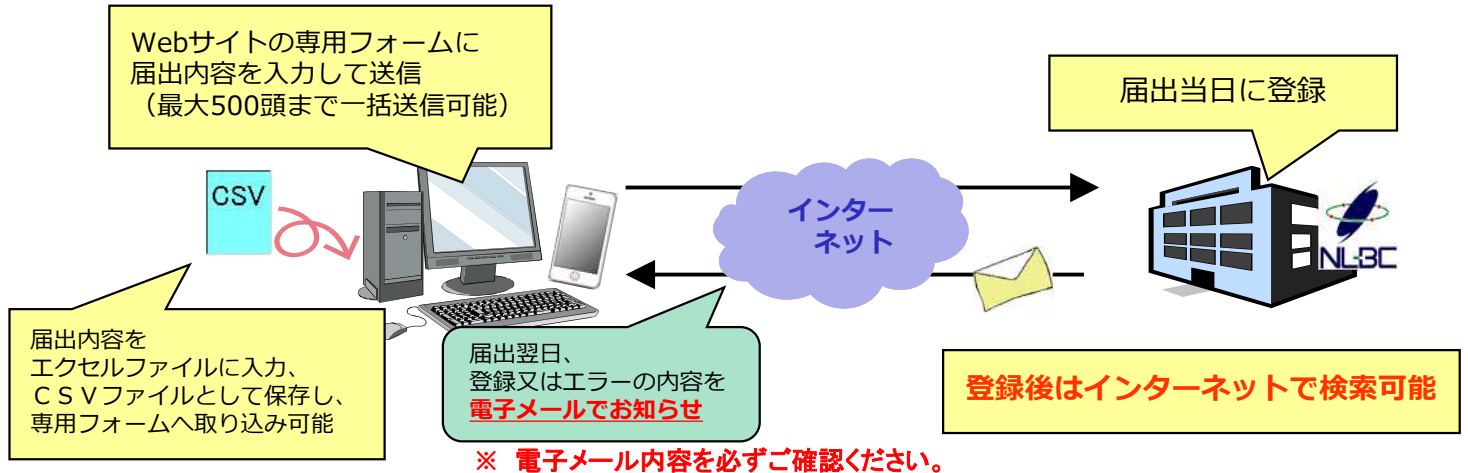
※5 届出Webシステム、LOは、届出の翌日、登録又はエラーとなった届出内容を電子メールでお知らせします。
届出Webシステムでは、登録・エラーの内容を画面上で確認したり、ダウンロードすることができます。

① 届出 Web システム

詳細な操作マニュアルはこちら → <https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html>



(ア) 仕組み



(イ) 主な特徴

- ① 最大500頭までの届出内容を、一括送信できます。
- ② 届出内容を、指定するエクセルファイルに入力し、CSVファイルで保存後、取り込むことができます。
- ③ 届出当日に登録されます。(P8※1 参照)
- ④ **登録・エラーの内容は、電子メールでお知らせするほか、届出Webシステムの画面上で確認したり、ダウンロードすることができます。**
- ⑤ 自分で届出した内容の修正請求を行うことができます。
- ⑥ 繋養している牛の情報や在庫耳標の個体識別番号が確認できます。
- ⑦ 耳標の再発行請求を行うことができます。
- ⑧ スマートフォンやタブレットでもご利用いただけます。
- ⑨ 牛の飼養者以外の方(家畜市場、輸入業者、と畜場)からの届出も可能です。



トップ画面



異動の届出画面

(ウ) 利用方法

- 牛の個体識別情報検索サービスホームページ (<https://www.id.nlbc.go.jp/>) にアクセスし、画面中央の黄色いボタン「届出Webシステム」をクリックし、「初めてご利用の方へ」から利用登録をすることでお使いいただけます。
- ※ 利用登録する際、農場で飼養している牛の個体識別番号を1頭入力する必要があります。
新規就農等で牛の届出を行ったことがない方は、最初の届出を電話音声応答（CTI）（P11参照）を行い、牛の個体識別情報検索サービスで登録されたことを確認後、届出Webシステムの利用登録を行ってください。
- ※ 農協、家畜市場、と畜場等、飼養している牛がない方は、「届出Webシステム」利用申込書に必要事項を記入してセンターへ電子メール又は郵送にてお送りください。利用申込書の入手、送信先については、同上のホームページの届出Webシステムの「牛を飼養していない方が使用される場合」 (<https://www.id.nlbc.go.jp/data/wns.html>) をご覧ください。



スマートフォン・携帯用サイトはこちら→



(独) 家畜改良センター個体識別部のホームページ (<https://www.id.nlbc.go.jp/>)



(エ) 注意事項

1. パスワードは利用登録後に電子メールでお送りします。電子メールを受信できる環境を準備の上、利用登録を行ってください。
2. 一つのメールアドレスを複数の農家コードで登録することはできません。
複数の農場（農家コード）をお持ちの場合は、代表の農家コードを決めていただき、他の農家コードによる届出については、代表の農家コードから代行届出機能（ログインした農家コードとは別の農家コードの届出を行う機能）を利用して届出を行ってください。
なお、届出Webシステム利用登録いただいたメールアドレスにパスワード等が届かない場合は、センター（0248-48-0596）までご連絡ください。
3. 2の代行届出機能を利用するには、家畜個体識別代行届出システム利用規約を遵守することに同意の上、利用申請書をセンターに電子メール又は郵送してください。（P61）

【申請書郵送先】

〒961-8511

独立行政法人 家畜改良センター 個体識別部

（上記のとおり、住所は省略して記載しても郵送されます。）

【メールアドレス】 id@nlbc.go.jp

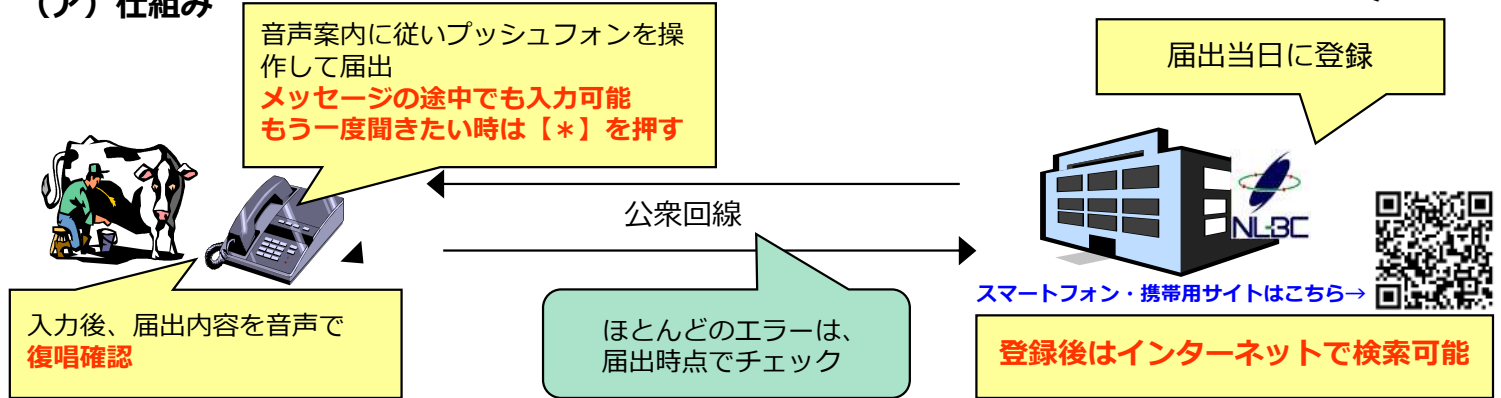
4. WebブラウザのMicrosoft Edgeの場合は、一部の表示で文字化けする恐れがあります。
5. 一部機能（P9（イ）②）を利用するにはMicrosoft ExcelがインストールされたPCが必要です。
6. なお、一部バージョン（Microsoft Excel 2019）では利用できない場合があります。

② 電話音声応答（CTI）

詳細な操作マニュアルはこちら→ <https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html>



(ア) 仕組み



(イ) 主な特徴

- ① 音声案内に従い電話機（プッシュフォン）を操作することで届出できます。
 - ※ 音声案内が流れている途中でも入力（スキップ入力）することができます。
入力したい項目のメニュー番号を入れてください。
 - ※ もう一度聞きたい時は【*】を押してください。
- ② 届出当日に登録となり、登録後はインターネットで検索可能です。（P8※1参照）

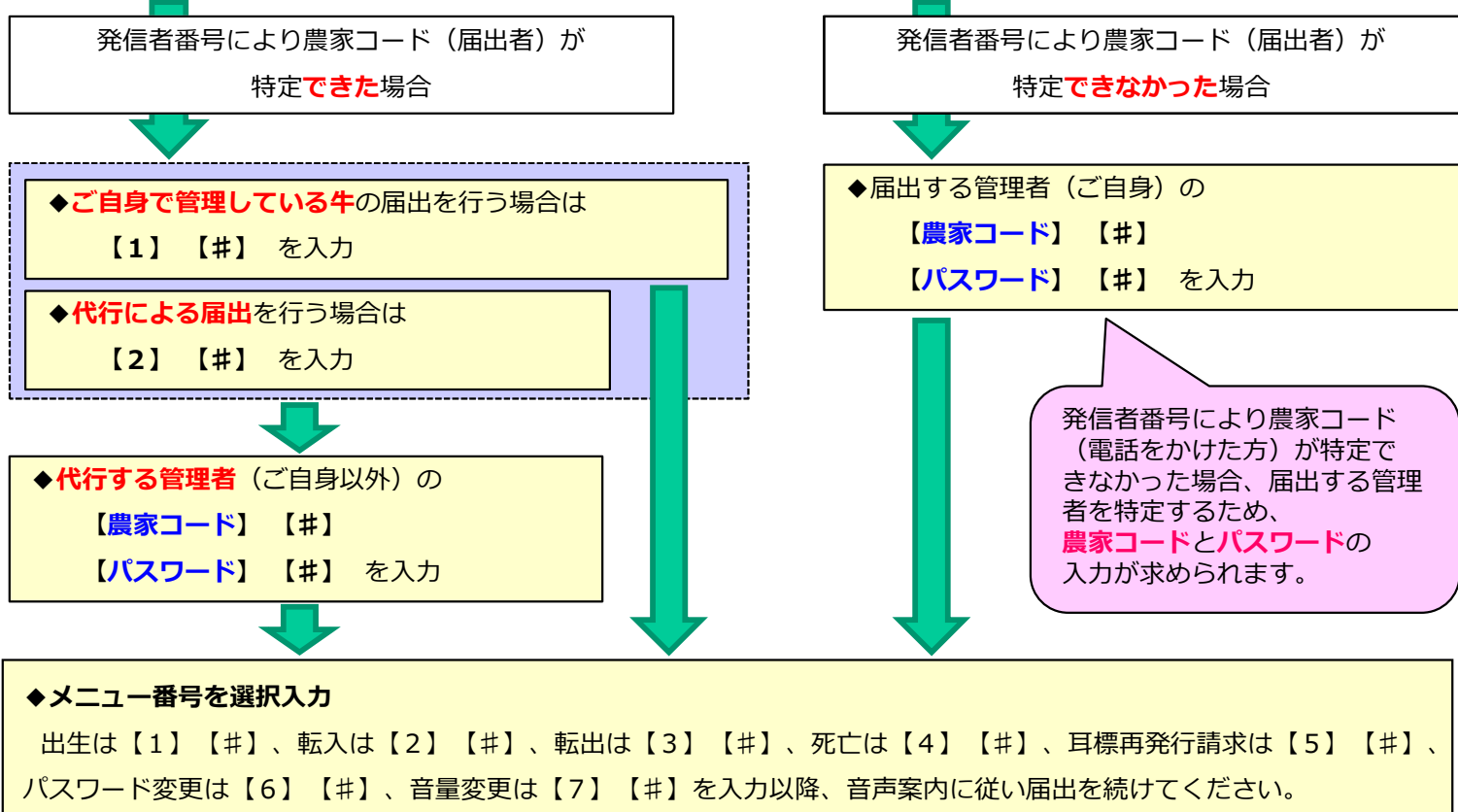
(ウ) 利用方法

◆こちらの番号へ電話をかけます。（自動で音声流れます）

186-0037-80-1777（専用ダイヤル）

又は **186-0248-48-0594（携帯・IP電話等の回線の場合）**

※ ダイヤル回線の場合は、電話機本体のスイッチや【*】を押すなどして、トーン信号が発信可能な状態にしてください。



●注意事項

1. 登録された電話番号（ご自宅の電話番号等）からの利用について

登録された電話番号から電話音声応答（CTI）をご利用いただくと、基本的にパスワードの入力は不要ですが、複数の農場等と同じ電話番号を登録されている場合は、**パスワードの入力が必要です**。

2. 登録された電話番号（ご自宅の電話番号等）以外からの利用について

農家コードを取得する際に連絡先として登録された電話番号以外からのご利用の場合（発信者番号により農家コードが特定できなかった場合）は、**パスワードの入力が必要です**。

パスワードは電話音声応答（CTI）から変更することができますので、セキュリティ確保のためパスワードの変更をお勧めします。

3. ダイヤル回線について

ダイヤル回線の場合は、トーン信号が発信するよう切り替える必要がありますので、電話機本体の切り替えスイッチや【*】を押す（※）などして「ピッ、ポッ、パッ」と音が出るよう設定をお願いします。

（※ 詳しくは、お使いの電話機の取扱説明書等を参照ください。）

4. セキュリティ強化について

セキュリティ強化により、データベースへの反映まで、以前より時間がかかります。出生や異動の届出は、速やかに行ってください。

5. 検索サービスでの確認

データベースへの反映後に検索サービスにて確認が可能です。個体識別番号を入力し、自身の届出が反映しているか確認を行ってください。

- ※ 「牛の個体識別情報検索サービス」ホームページにアクセス
→ 「個体識別番号の検索」をクリック
→ 同意確認後、牛の個体識別番号10桁の数字（半角）を入力して「検索」ボタンをクリック



同意確認後、10桁の数字（半角）を入力して「検索」ボタンをクリック

6. 同一牛の届出の注意点

同一牛の「出生と転出及び死亡の届出」、「出生及び転入の届出と耳標再発行請求」は連続して行うことができません。出生又は転入の届出がデータベース上に反映されたことを検索サービスで確認してから、同一牛の「転出及び死亡の届出」又は「耳標再発行請求」を行ってください。

7. 再発行耳標の請求の注意点

片耳耳標（又は両耳耳標）の**再発行請求中に、続けて同じ個体識別番号の耳標の再発行請求を行うことはできません**。請求した再発行耳標がお手元に届いてから、必要な手続きを行ってください。

再発行耳標の請求は、**いったん受付を完了してしまうと取り消しができません**ので、請求の際は請求内容を十分ご確認ください。登録の確認は翌日以降**センター（0248-48-0596）**までご連絡ください。

8. 主な特徴

音声案内が流れている途中でも入力（スキップ入力）することができます。

入力したい項目のメニュー番号を入れてください。もう一度聞きたい時は【*】を押してください。

詳細な操作マニュアルは**センターホームページ（<https://www.id.nlbc.go.jp/tel/help.html>）**を参照ください。

●よくあるお問い合わせ

～登録されている電話番号の変更・追加について～

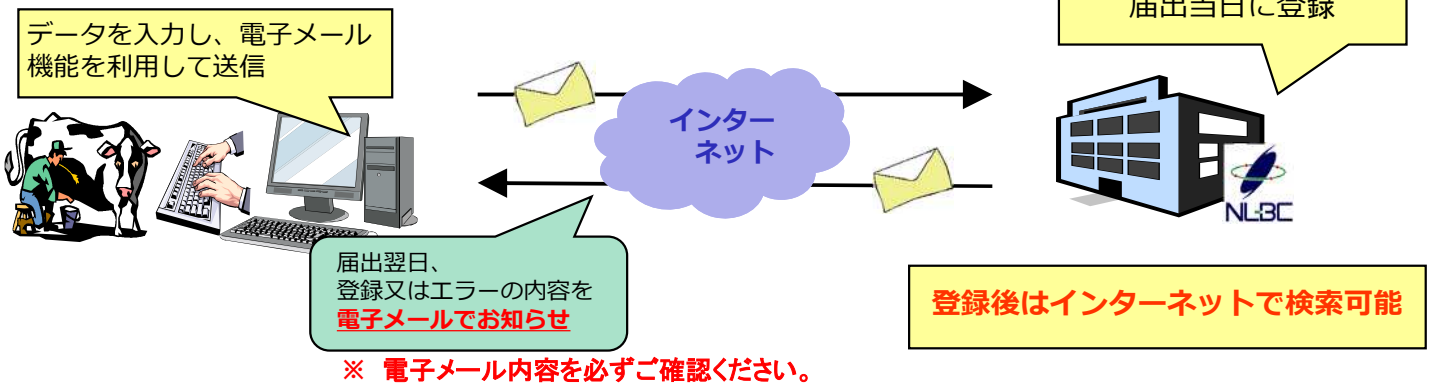
転居等で電話番号が変更となった場合や、携帯番号の追加をしたい場合等は、**最寄りの農林水産省 地方農政局等（P67）**へご相談いただき、農家コード取得時に登録された電話番号の変更・追加手続きを行ってください。

電話番号の
変更・追加など





(ア) 仕組み



(イ) 主な特徴

- ① 複数頭の届出内容を入力し、電子メール機能を利用した届出です。
- ② 届出当日中に登録となります。
- ③ 耳標の再発行請求を行うことができます。
- ④ **届出の翌日、登録又はエラーとなった届出内容を電子メールでお知らせします。**
- ⑤ ハンディターミナル等を利用して、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。
専用のソフトとファイル（ユーザー登録キーファイル）が必要です。

(ウ) 利用受付

LOシステムの新規利用受付は、令和4年度をもって終了しました。

詳細はこちら

→ https://liaj.lin.gr.jp/cowexam/cattlesearch_info

【お問い合わせ先】

(一社) 家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL : 0248-48-0592 FAX : 0248-48-0586

●注意事項

1. LOを複数のパソコンにインストールして利用すると、届出したデータが登録されない等トラブルの原因となることがあります。
2. 一部のWebメールではご利用になれません。

●よくあるお問い合わせ



1. メールアドレスの変更について

LOで利用しているメールアドレスが変更になる場合は、「ユーザー登録キーファイル」も変更する必要があります。

2. 「センターへの通信に失敗しました」というメッセージが表示された場合

LOの環境設定が正しく入力されていない可能性があります。

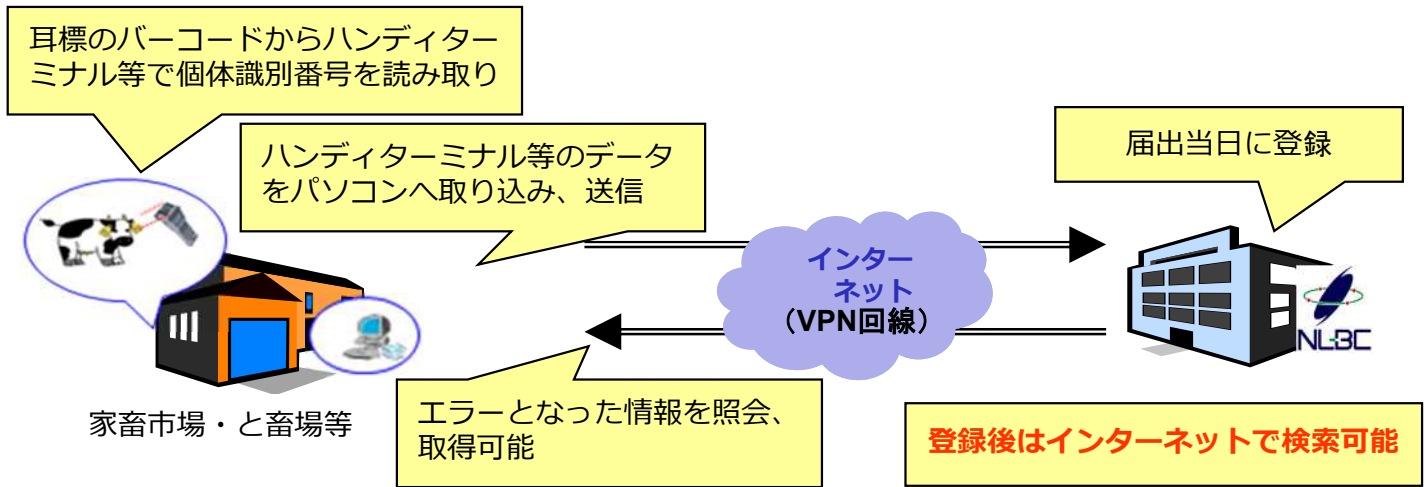
なお、お使いの電子メールの送信環境は、契約しているプロバイダー又は組織内のネットワーク担当の方にご確認いただくようお願いします。

④ イントラ報告（ID連携）

詳細な操作マニュアルはこちら→ <https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html>



（ア）仕組み



（イ）主な特徴

- ① ハンディターミナルやスマートフォン等を用いて、耳標のバーコードから個体識別番号を読み取り、パソコンに取り込むことができます。
- ② VPN回線を利用して、牛の履歴情報を検索及び取得することができます。
- ③ 家畜市場、と畜場で利用されています。

（ウ）利用方法

利用するには、専用のソフトが必要になります。
利用を希望する方は、（一社）家畜改良事業団へお問い合わせください。
URL : <https://www.id.nlbc.go.jp/data/IDS.html>

【お問い合わせ先】

（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター

TEL : 0248-48-0592 FAX : 0248-48-0586

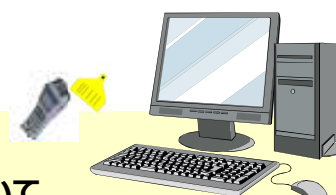
●注意事項

1. 専用ソフト以外の物品（ハンディターミナル等）は利用者にて購入していただくことになります。
 2. ネットワーク回線の経費等、ご利用に当たって発生する経費は全て利用者で負担していただくことになります。
- ※ 詳細については、（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへお問い合わせください。

入手方法など

●よくあるお問い合わせ

1. **ハンディターミナル等の物品や、スマートフォン用アプリの入手方法について**
（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへお問い合わせください。
2. **ハンディターミナル等の物品の不具合等について**
（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センター又は各メーカーへお問い合わせください。
3. **パソコン及びネットワークの変更について**
利用開始後、パソコンやネットワークの変更をされる場合は、イントラ報告（ID連携）の再セットアップ等が必要となります。
変更の2～3週間前に（一社）家畜改良事業団 情報分析センター 家畜個体識別センターへご相談いただくようお願いします。

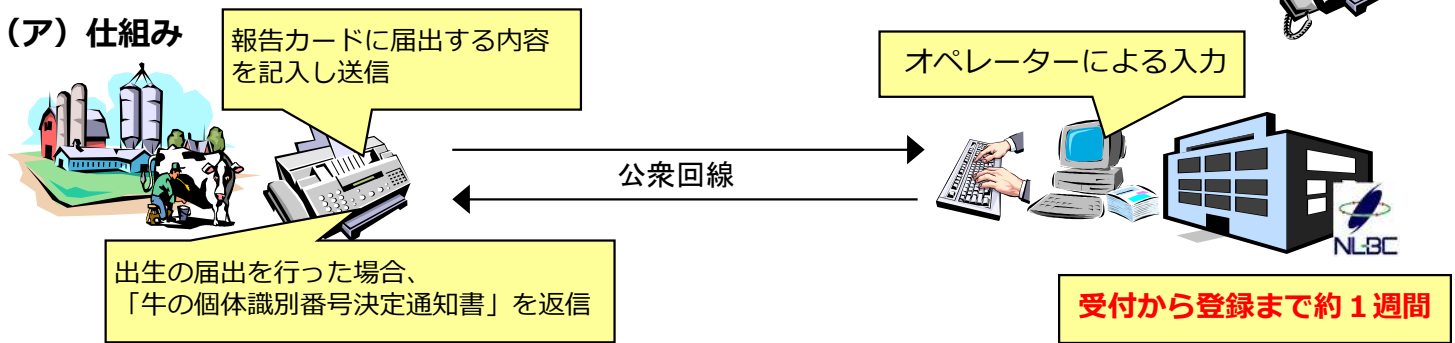


⑤ F A X

詳細な操作マニュアルはこちら→ <https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html>



(ア) 仕組み



(イ) 主な特徴

- ① 報告カード（P30～33）に届出内容を記入し、F A Xで届出するシステムです。
（報告カードに届出内容を記入して郵送されたものは受付していません）
- ② 報告カードは、1頭ごとに届出する様式、複数頭（10頭まで）を一括して届出する様式があります。
- ③ F A Xの内容はオペレーターが入力しているため、**受付から登録まで1週間程度かかります。**
早く確実に登録をご希望の方は、届出Webシステム、電話音声応答システム（CTI）等をご利用いただくことをお勧めします。

(ウ) 利用方法

報告カードに届出する内容を記入し、以下の番号へF A Xしてください。

F A X : **1 8 6 - 0 0 3 7 - 8 0 - 2 5 2 5**（専用ダイヤル）

F A X : **1 8 6 - 0 2 4 8 - 4 8 - 0 5 9 3**（上記専用ダイヤルが繋がらない場合）

● 注意事項

1. 送信ミスの防止について

- ① 裏面で送信されている場合があります。表面、裏面をよく確認してから送信してください。
- ② 複数枚送信する場合、2枚重なって送信されていることがあります。
- ③ 送信された後は「送信エラー」となっていないか確認し、「送信エラー」であれば、再度送信してください。

2. 報告カードの入手方法

報告カードは、通常耳標と同梱して配付されていますが、報告カードの在庫が少なくなった場合は、コピーして使用していただくか、**最寄りの農林水産省 地方農政局等（P67）**にも配付用カードが保管されており、お問い合わせください。なお、報告カードはこちらのページからも入手できます。

→ URL : <https://www.id.nlbc.go.jp/data/fax.html>

3. F A X送付した届出の内容に誤りがあった場合

誤って届出した内容が個体識別台帳に記録された場合、**修正請求書（P35）**を電子メール又は郵送してください。

→ 不明な場合は**最寄りの農林水産省 地方農政局等（P67）**又は**下記センター**へご相談ください。

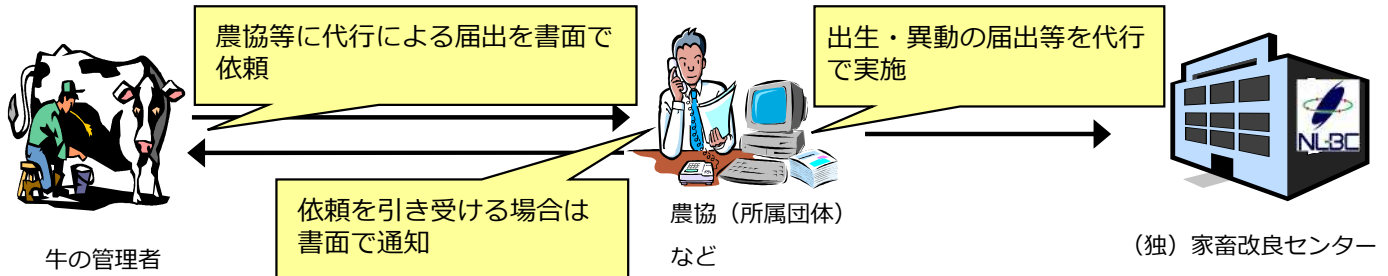
4. 届出後、1週間経過しても登録が確認できない場合

センター（0248-48-0596）にお問い合わせください。

(3) 届出を農協等へ依頼する場合（代行による届出について）

法により、届出は、牛の管理者（農家）自ら行うことになっています。しかし、管理者が農協等に届出行為の代行を依頼し、依頼を受けた農協等が代わって届出することも可能です。

代行で届出をする場合は、**農家と農協等との間で、あらかじめ書面（代行届出依頼書）を取り交わして、制度に基づく届出行為を行う者を明確にしてください**（下記記載例参照）。



● 代行届出依頼書の記載例について

代行届出依頼書(例)	代行届出依頼引受書(例)
年 月 日	年 月 日
○○農協(△△協会等) 組合長(会長等)○○ ○○ 殿 依頼者氏名又は名称 住 所 電話番号	○○ ○○ 殿 ○○農協(△△協会等) 組合長(会長等) 住 所 電話番号
「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)に基づく牛の個体識別の届出について、○年○月○日から○年○月○日まで、貴農協(協会)に代行届出を依頼します。	○年○月○日付け代行届出依頼書にて依頼された牛の個体識別の代行届出を引き受け、○年○月○日から○年○月○日まで代行届出を行います。 また、依頼のあった届出が記録された際には、速やかに当該個体識別番号の決定等を通知いたします。

(正副2部用意し、依頼者側と代行届出者側でそれぞれ保存する。)

- ① 上記は記載例です。代行で届出を行う場合は、農家と農協等との間で問題が起きないように、記載内容について双方で内容を確認し、書面で取り交わしておくようお願いします。
- ② なお、取り交わした書面（代行届出依頼書）を、センターに提出する必要はありません。依頼者（管理者）と依頼された者（農協等）が各々保存しておいてください。

● 届出Webシステムで届出の代行を引き受ける農協等のみなさまへ

- ① **届出Webシステムの電子的システム**にて代行で届出を行う場合は、**センターへ「家畜個体識別届出システム代行届出利用申請書」（P61）の提出が必要**です。

詳しくはこちら → https://www.id.nlbc.go.jp/data/syorui_dairi.html

- ② 届出の内容に間違いが無いよう確認を行うとともに、農家との間に問題が起きないように、上記記載例を参照し、**代行で届出する委受託行為について農家と書面で取り交わしておくことをお勧めします。**
- ③ 農家の**個人情報の取扱いに十分ご注意**願います。